

指定居宅介護支援事業者の指定権限移譲に係るQ&A

質問	回答
A市に居宅介護支援事業所がありますが、B町の被保険者にサービス提供をすることは可能ですか。	可能です。
平成30年4月1日以降、市町村を越えて事業所所在地の移転(例:A市からB市に移転)をしますが、変更届を提出すればよいですか。	いいえ。A市へ廃止届を提出し、B市から新規指定を受ける必要があります。移転先市町村及び現在の所在地市町村に事前に手続きに係るスケジュールを確認するなど、指定有効期間が途切れることのないようご注意ください。
平成30年4月中に事業所の変更・廃止(休止)を行う予定ですが、県・所在地市町村どちらに届け出るべきですか。	平成30年3月31日までに変更届や廃止(休止)届を提出する場合は、従来通り奈良県(提出先:奈良県健康福祉部長寿社会課介護事業係宛)に提出してください。なお、指定等の情報は、県から市町村へ引き継がれます。
H29年度後期分の特定事業所集中減算に関する届出はどのようにすればよいですか？	<p>平成29年度後期分(平成29年9月1日から平成30年2月28日)の提出期間は、平成30年3月1日から3月15日までとなります。</p> <p>特定事業所集中減算は、居宅サービス計画に位置付けた訪問介護サービス等について、それぞれのサービス種別ごとに紹介率最高法人と割合を計算するものですが、いずれかのサービス種別において紹介最高法人の割合が80%を超えた場合は、減算の有無や正当な理由の有無に関わらず、必ず奈良県に提出する必要がありますのでご注意ください。</p> <p>詳しくは、奈良県健康福祉部長寿社会課HPをご覧ください。 (http://www.pref.nara.jp/34196.htm)</p>